

市の財産（建物）の貸付け又は目的外使用の可否及び議会の関与について

◆H18地方自治法改正前

区分		適正な対価を徴する場合	左記以外（減額又は無償）の場合	
			公共的な目的で使用する場合	上記以外の場合（営利目的等）
普通財産	貸付	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	法律により議会の議決を得て実施可
行政財産	貸付	不可	不可	不可
	目的外使用	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可

◆H18地方自治法改正後

区分		適正な対価を徴する場合	左記以外（減額又は無償）の場合	
			公共的な目的で使用する場合	上記以外の場合（営利目的等）
普通財産	貸付	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	法律により議会の議決を得て実施可
行政財産	貸付	法律により市長の裁量で実施可	法律により議会の議決を得て実施可	法律により議会の議決を得て実施可
	目的外使用	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可

◆今回の条例改正後

区分		適正な対価を徴する場合	左記以外（減額又は無償）の場合	
			公共的な目的で使用する場合	上記以外の場合（営利目的等）
普通財産	貸付	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	法律により議会の議決を得て実施可
行政財産	貸付	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	法律により議会の議決を得て実施可
	目的外使用	法律により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可	条例により市長の裁量で実施可